

1 外国語対応の整備・充実	
概要	外国人観光客との円滑なコミュニケーションを目的とした、外国語パンフレットやメニュー表、看板等の製作（既存品の多言語化、言語拡充を含む）、外国語音声ガイドや翻訳機等の導入を支援します。
対象経費	翻訳費、製作費（制作費）、工事費、印刷費、物品購入費
対象外経費	・消費税及び地方消費税（消費税法における納税事業者とならない事業者、免税事業者、簡易課税事業者を除く） ・補助金の交付決定前に発生した費用 ・他用途に転用可能と認められる物品の購入費（PC、タブレット、スマホなど） ・ランニングコスト（ただし、機器代金に含まれる場合は、事前相談により個別に判断） ・レンタル費用 ・本事業の実施に直接関係ないと認められる費用など
留意点	・単なる既存品のデザイン変更や増刷など、外国語対応が主たる取り組みと認められないものは対象外とします。 ・本事業で導入した機器等を目的外で使用することは禁止です。
申請・実績報告時 添付書類	《申請時の添付書類》 ・成果予定物が分かるもの（製作物の案、導入機器の概要がわかるもの） ・事業経費の見積書（写し） ・その他 会長が必要と認める書類 《実績報告時の添付書類》 ・請求書、領収書など事業費の支払いが確認できるもの ・成果品または導入物の設置状況、活用状況が分かるもの ・その他 会長が必要と認める書類
2 公衆無線 LAN 環境の整備・充実	
概要	外国人観光客の観光地での利便性向上を目的とした、公衆無線 LAN（Wi-Fi）環境の整備、拡充のための機器導入や、それに付随する案内物の制作を支援します
対象経費	翻訳費、製作費（制作費）、工事費、印刷費、物品購入費
対象外経費	・消費税及び地方消費税（消費税法における納税事業者とならない事業者、免税事業者、簡易課税事業者を除く） ・補助金の交付決定前に発生した費用 ・ランニングコスト ・レンタル費用 ・本事業の実施に直接関係ないと認められる費用など
留意点	・単なる既存機器の交換等は対象外とします。 ・本事業で構築した通信環境は無料で提供してください。
申請・実績報告時 添付書類	《申請時の添付書類》 ・整備の予定がわかるもの（図面、機器カタログ等） ・事業経費の見積書（写し）

	・その他 会長が必要と認める書類 《実績報告時の添付書類》 ・請求書、領収書など事業費の支払いが確認できるもの ・整備状況が分かるもの ・その他 会長が必要と認める書類
3 決済環境の整備・拡充	
概要	外国人観光客の観光地での利便性向上を目的とした、キャッシュレス決済環境の整備、拡充のための機器導入や、それに付随する案内物の制作を支援します
対象経費	翻訳費、製作費（制作費）、工事費、印刷費、物品購入費
対象外経費	・消費税及び地方消費税（消費税法における納税事業者とならない事業者、免税事業者、簡易課税事業者を除く） ・補助金の交付決定前に発生した費用 ・他用途に転用可能と認められる物品の購入費（PC、タブレット、スマホなど） ・ランニングコスト ・レンタル費用 ・本事業の実施に直接関係ないと認められる費用など
留意点	・単なる既存機器の交換等は対象外とします。 ・日本国内でしか利用できない決済サービスの導入は対象外です。
申請・実績報告時 添付書類	《申請時の添付書類》 ・整備の予定がわかるもの（図面、機器カタログ等） ・事業経費の見積書（写し） ・その他 会長が必要と認める書類 《実績報告時の添付書類》 ・請求書、領収書など事業費の支払いが確認できるもの ・整備状況が分かるもの ・その他 会長が必要と認める書類
4 ホスピタリティ整備・拡充	
概要	外国人観光客の観光地での快適性向上を目的とした、アメニティ（変換プラグ、大型のスリッパや浴衣、礼拝マット等）や設備（大型ロッカー等）、近距離移動手段（電動アシスト自転車等）の導入、それらに付随する案内物の制作等を支援します
対象経費	翻訳費、製作費（制作費）、工事費、印刷費、物品購入費
対象外経費	・消費税及び地方消費税（消費税法における納税事業者とならない事業者、免税事業者、簡易課税事業者を除く） ・補助金の交付決定前に発生した費用 ・ランニングコスト ・本事業の実施に直接関係ないと認められる費用など
留意点	・消耗品（石鹸類、衛生用品など）は対象外です。 ・本事業で導入した機器等を目的外で使用することは禁止です。
申請・実績報告時 添付書類	《申請時の添付書類》 ・導入品のわかるもの（カタログ等）

	・事業経費の見積書（写し） ・その他 会長が必要と認める書類 《実績報告時の添付書類》 ・請求書、領収書など事業費の支払いが確認できるもの ・導入状況が分かるもの ・その他 会長が必要と認める書類
--	--